

## ○ 茨城県立中央病院 臨床研修管理委員会規程

### (設置)

第1条 茨城県立中央病院における臨床研修の実施を統括管理するため、臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語の定義は、厚生労働省令施行通知「医政発第0612004号、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下、「施行通知」という。）による。

### (役割及び機能)

第3条 委員会の役割及び機能は次のとおりとする。

- (1) 臨床研修病院の在り方の検討に関すること。
- (2) 研修プログラムの作成に関すること。
- (3) 研修プログラム相互間の調整に関すること。
- (4) 研修医の管理に関すること。
- (5) 研修医の採用に係る評価に関すること。
- (6) 臨床研修の中止に係る評価に関すること。
- (7) 臨床研修の修了に係る評価に関すること。
- (8) 病院群の管理に関すること。
- (9) 研修医の服務及び処分に関すること。
- (10) その他臨床研修全般の統括管理に関すること。

### (委員)

第4条 委員は次のとおりとする。

- (1) 各研修分野の正部長以上の医師又はそれに準ずる者
- (2) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (3) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (4) 研修医の代表
- (5) 事務局長又はこれに準ずる者
- (6) 看護局長又はこれに準ずる者
- (7) 医療技術部長又はこれに準ずる者
- (8) 薬剤局長又はこれに準ずる者
- (9) 医療以外の分野の外部の有識者
- (10) その他委員会が必要と認める者

### (委員長、副委員長)

第5条 委員長は病院長が任命し、副委員長はプログラム責任者とする。

### (決議)

第6条 第2条に定める審議事項の決議については、委員長及び副委員長を含めた委員の過半数の出席又は委任をする。

### (研修ワーキング・グループ)

第7条 臨床研修管理委員会の下部組織として研修ワーキング・グループ（以下、「研修WG」という。）を置き、臨床研修全般の問題の具体的解決を図るとともに、より良い研修環境を整備する。

### (委員会の開催)

第8条 委員会は年に3回定期開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を医師教育研修室におく。

(規程の改定)

第10条 この規程の改正は研修WGにおける審議及び委員会の承認を要する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は委員会で都度に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年11月5日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月14日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。